

第 4 章 その他

4-1 規制区域指定の際に行っている工事に関する届出【法第 21 条1項、法第 40 条1項】……………	56
4-2 盛土規制法における違反行為および罰則……………	58
4-3 改訂履歴……………	59

4-1 規制区域指定の際に行っている工事に関する届出【法第21条1項、法第40条1項】

盛土規制法による規制区域を指定した際、規制区域内において既に行われている工事で、規制対象の規模を超える場合(表4-1参照)は、その指定があった日から21日以内に届出書を県庁へ提出する必要があります。

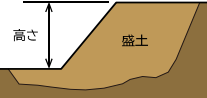
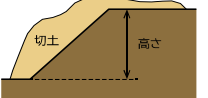
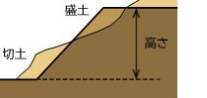
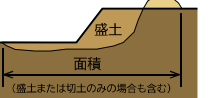
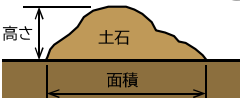
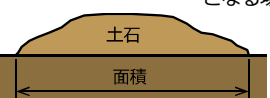
福岡県では、令和7年10月1日に区域指定を予定しているため、令和7年10月22日が提出期限となります。

なお、規制区域の指定前から行っている工事でも、【第1章制度編 1-4 法の対象外及び許可又は届出を要しない工事】に該当するものは届出不要となります。

※令和7年10月1日以降に着手する工事(令和7年9月30日までに着手していない工事)は、着手前に許可申請等の手続きを行う必要があります。

※この届出を行った後、届出書の記載内容に変更が生じた場合は、変更の届出を行う必要があります。
変更内容によっては許可等の対象となる場合がありますので、工事内容に変更が生じる場合には、事前に県の窓口へご相談ください。

表4-1 届出対象となる工事の規模

区分	届出が必要な規模の工事				
	届出書のみ提出		届出書+添付図面等を提出		
盛土・切土	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖が生じる場合 	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い 2 m超 5 m超 の崖が生じる場合 	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となる場合 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 500㎡超 3,000㎡超 となる場合(標高差30cm以下を除く) 
土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが かつ、面積が 2 m超 5 m超 300㎡超 1,500㎡超 となる場合 		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となる場合(標高差30cm以下を除く) 		

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)のこと。

また、届出対象となる工事のうち、表4-1の各項目のより大きな規模の数値に該当する場合は、届出書のほかに表4-2に示す図面等を添付する必要があります。

表4-2 届出における添付図面等

No.	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考	☑
			盛土・切土	土石の堆積		
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要		
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	要	要	等高線は2mの標高差を示すものとする	
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をするときの部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設及び地滑り抑制杭又はグランドアンカーその他の土留の位置	要	—	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること	
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを配置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除措置を講ずる位置および当該設置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要		
4	現場写真		要	要	造成現場やその付近の状況を明らかにすること	

(提出書類)

○規制区域指定の際に行っている工事

盛土又は切土の場合:【省令様式第十五 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書】

盛土又は切土の変更の場合:【細則様式第16号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書】

土石の堆積の場合 :【省令様式第十六 土石の堆積に関する工事の届出書】

土石の堆積の変更の場合 :【細則様式第17号 土石の堆積に関する工事の変更届出書】

(提出先)

届出書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和7年10月開始)

4-2 盛土規制法における違反行為および罰則

盛土規制法では、無許可行為や命令違反等に対する罰則が定められています。また、法人に対しても、法人重科として罰則が定められています。

表 4-2 盛土規制法における違反行為および罰則

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			拘禁刑	罰金	罰金
無許可工事	法第55条第1項第1号 [法第55条第1項第2号]	許可を受けずに盛土等に関する工 事をした者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
虚偽申請	法第55条第1項第3号	偽りその他不正な手段により許可を 受けた者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
立入検査拒否等	法第56条第4号	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避し た者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
報告徴取拒否等	法第58条第5号	報告徴取で報告をせず、又は虚偽 の報告をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
命令違反 (監督処分)	法第55条第1項第4号	監督処分(法第20条第2項から第4 項[法第39条第2項から第4項])に 違反した者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
命令違反 (改善命令)	法第56条第3号	改善命令に違反した者、法第27条 第1項の規定による届出に対する勧 告に違反した者	1年以下	300万円以下	1億円以下 (法第60条第2号)
技術的基準 違反	法第55条第2項及び 第3項	技術的基準(法第13条第1項[法第 31条第1項])に違反して工事の設 計をした者(設計図書を用いない又 は設計図書に従わないで工事を施 行した場合は工事施行者) ※上記の違反行為が工事主等(工 事主、又はその代理人、使用人そ 他の従業者)の故意によるときは、 その者を含む	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
中間検査・完了 検査違反	法第56条第1号	完了検査(土石の堆積の場合、完了 確認)、中間検査を申請せず、又は 虚偽の申請をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
定期報告違反	法第56条第2号	定期報告をせず、又は虚偽の報告 をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
特定盛土等規制 区域における工 事の届出違反	[法第57条]	工事の届出をしないで工事を行い、 又は虚偽の届出をした者	1年以下	100万円以下	100万円以下 (法第60条第3号)
基礎調査のため の土地の立入り 拒否等	法第58条第1号	基礎調査における土地の立入りを 拒み、又は妨げた者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
区域指定時の 工事の届出違反	法第58条第3号	法第21条第1項[法第40条第1項] の規定に違反し、区域指定時に行っ ている工事について届出しなかつ た、または虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
擁壁等に関する 工事の届出違反	法第58条第4号	法第21条第3項[法第40条第3 項]の規定に違反し、擁壁等に関す る工事について届出をしなかつた、 または虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
公共施設用地の 転用の届出違反	法第58条第3号	法第21条第4項[法第40条第4 項]の規定に違反し、公共施設用地 の転用について届出をしなかつた、 または虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
標識掲示義務 違反	法第59条	許可を受けている旨の標識を掲示 しなかつた者		50万円以下	50万円以下 (法第60条第3号)
軽微な変更の 届出違反	法第61条	軽微な変更の届出をせず又は虚偽 の届出をした者		30万円以下※1 (過料として)	

※1 法第61条「軽微な変更の届出」に違反した場合は「罰金」ではなく「過料」が科せられる

4-3 改訂履歴

本手引きの改訂履歴を示します。

日付	内容
令和 7 年 7 月	新規作成(手引き案)
令和 7 年 9 月	福岡県規則の改正に伴う事項の追記(提出書類や様式など) その他必要な文言の修正